

しが 県博協だより

第25号

滋賀県博物館協議会

しが県博協だより第25号は、平成24年度に開催した3回の研修会「情報交換会『博物館の設置及び運営上の望ましい基準』を読むー博物館・美術館の法制度をめぐる近年の動向ー、『美の滋賀』と県内の美術館・博物館について」、「講演会『美術館・博物館が日本を支える～東京での「近江路の神と仏 名宝展」を開催して～』」と県博協創立30周年記念「しが県博協まつり」の開催結果を報告します。加えて、県博協に新たに加盟した「大津市科学館」をご紹介します。

県博協の広報活動について

滋賀の文化情報誌「Duet(デュエット)」

これまで、県博協の広報活動としては、インターネット上のホームページの運営と「しが県博協だより」の発行を行ってまいりました。しかし、「しが県博協だより」は、年度内に行われた研修会・講演会の報告記事が中心となってしまう、県博協や加盟館の活動を外部に発信する広報機能が十分果たせていませんでした。

そこで、昨年度総会の承認を受け、サンライズ出版(株)が発行する滋賀県の文化情報誌「Duet(デュエット)」を県博協の広報媒体として活用させていただくことになりました。それに伴い、従来の「しが県博協だより」は、印刷発行をせず、県博協のホームページからPDF版をダウンロードする形を取らせていただきます。

県博協加盟の各館におかれましては、本年5月初旬にその最初の1冊が、2013春vol. 109として県博協事務局より届いているかと存じます。ご覧のように、本誌には加盟各館のホットな話題を特集・掲載いたしますので、今まで以上に取材や情報の提供など、ご協力をお願いすることが増えて参ります。また、ご意見なども随時、事務局へお寄せくださいませ。

今後も引き続き、県博協の活動に皆さまのご理解、ご協力をいただきたくお願い申し上げます。

(MIHO MUSEUM 桑原)

平成24年度 研修事業実施報告

今年度研修事業の全体趣旨および概要

第1回研修会

情報交換会

『博物館の設置及び運営上の望ましい基準』を読むー博物館・美術館の法制度をめぐる近年の動向ー

A. 趣旨

平成23年12月20日付けで「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」が文部科学省より告示されました。これは、従来の「公立博物館の設置及び運営に関する基準」を、改正博物館法や時代のニーズに合わせて全面改正したものです。また、これに関連して、博物館にかかわる法制度の改正も行われました。文部科学省でこれらの作業にかかわった栗原祐司氏をお招きし、その背景や意図をお話し頂き、各博物館・美術館が法制度をどのように生かすことができるか、お聞きしました。

B. 日時

平成24年9月13日(木) 14時～16時

C. 会場

滋賀県立琵琶湖博物館セミナー室

D. 講師

栗原祐司氏(京都国立博物館 副館長)

E. 参加者

15館28人

講演概要

1. 博物館法の改正

博物館が抱える課題は様々あるが、今日は、特に法制度面からお話します。

博物館法は、昭和 26 年に社会教育法に基づき制定された。その際、保護助成に値する博物館を選別するために作られたのが、登録博物館の制度である。これは、博物館のあるべき姿を示し、その充足を促す制度であるが、登録に更新がない、審査体制が脆弱であるといった課題があった。また、博物館法に基づかない博物館類似施設も、かなりの数存在している。

博物館法は昭和 26 年以降 20 回改正されたが、大きな改正は昭和 30 年のみであった。教育基本法の改正を受けた平成 20 年の博物館法改正は、抜本的改正に至らなかったものの、新たな条文を設ける博物館法自らの改正としては、53 年ぶりだった。この改正の背景には、政府全体の方針としての規制緩和、地方分権、経費削減の要請がある。今回の改正は、新しい時代の博物館制度の構築に向けた第一歩であり、引き続き、現場や関係者、関係団体が一丸となって、より望ましい博物館制度の充実に向けたムーブメントを起こしていくことが必要である。博物館登録制度については、設置主体の違いや規模に関わらず、できるだけ多くの館が参加できる開かれた制度の構築に向け、引き続き検討されている。

2. 学芸員養成課程の見直し

今回の博物館法改正に合わせて、学芸員養成課程の見直しが行われた。現状では、毎年約 1 万人が学芸員資格を取得するが、採用は数%である。また、公立博物館の 80%は学芸系職員を行政職と位置付けている。今回の見直しでは、資格取得を目指す学生が専門的職員たる学芸員としてのスタートが切れるだけの基本的な素養、専門的な知識、技術を身につけられるよう、大学で習得すべき「博物館に関する科目」の内容が精選された。結果、修得する単位がこれまでの 8 科目 12 単位から、9 科目 19 単位に変更され、博物館資料保存論、博物館展示論、博物館教育論という新科目が設置された。また、資格認定制度については受験資格、資格発生要件、試験科目の見直し、無試験認定については受験資格、方法、名称の見直しが行われた。将来的な課題として、大学院に置ける養成課程の充実、学芸員養成課程を有する大学に置ける博物館等附属施設の設置促進、上級学芸員資格の検討が挙げられる。

3. 「望ましい基準」の見直し

博物館法第 8 条に基づき、「博物館の設置及び運営上望ましい基準」が定められている。最初に定められたのは、昭和 48 年の「公立博物館の設置及び運営に関する基準」である。これは、登録要件に係る審査基準でも、補助金の交付基準でもないが、公立博物館を新たに設置する際の数値的根拠となった。この基準は、都道府県立では 17 人以上、市町村立では 6 人以上の学芸員又は学芸員補を置く等、具体的な数値が事細かに記載されたものだった。設置者にとっては厳しい基



講演する栗原祐司氏（京都国立博物館 副館長）

準であるが、この基準を守れば最低限のレベルを確保できるという基準でもあった。

規制緩和の流れの中で、「現行のような定量的かつ詳細な基準を画一的に示すことは、現状に合致しない」ことを理由に、大綱化・弾力化を目指してこの基準の見直しが行われ、平成 15 年に「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」は全部改定された。これまで具体的な数値で定量的に規定していた点を改正、削除し、各自治体が柔軟に判断できるようにしたが、これでは基準にならないという批判もあった。定量的な基準の記載がなくなったため、博物館に、予算削減、定員削減といった波が押し寄せてくることにも繋がった。一方、インターネット等の活用、学校・家庭・地域社会の連携、高齢者・障害者等の利用促進など、時代の変化に伴う博物館の新たな役割への対応についても明記されたことは評価される。また、博物館職員の研修機会の充実、事業の自己点検・自己評価など、平成 20 年の法改正を先取りした記述もある。

平成 20 年の博物館法改正を踏まえ、「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」が全部改正され、平成 23 年に「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」が告示された。これは、全ての館が全ての項目を適用することを目指したものではなく、館の実情に応じて必要な部分を適用するのが適当とするものである。公立博物館だけでなく、博物館法上の私立博物館もこの基準の対象に含まれ、博物館に相当する施設や博物館類似施設も、この基準を参考として運営されることが望まれる。この基準においては、再び数値基準を設けることはせず、報告書において参考的な数値を示している。また、第 3 条で、「基本的運営方針」を策定し、公表することを定め、それを踏まえた事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めることとしている。各々の項目については、この基本的運営方針に基づき、適切な運営を行うものとしている。この他、特徴的な点として、第 2 条で指定管理者制度への言及がある点、第 5 条で一次資料と二次資料というこれまでの区分ではなく「実物等資料」と「複製等資料」という新たな概念を用いた点、館の統廃合や休止・廃止の際に資料を適切に保管活用することに言及している点、第 10 条で高齢者、障害者、乳幼児、外国人など様々な利用者に対応したサービスへの提供に言及している点、などが挙げられる。

4. 美術品国家補償制度の創設

平成23年に、「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」が定められた。これによって、展覧会開催にあたって海外から美術品を借用する際にかかる膨大な保険料を、国が一部負担できるようになった。ただし、展覧会、主催者、開催施設に関する要件は厳しい。また、平成23年には、「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」によって、我が国で公開される海外の美術品のうち、国際文化交流の振興の観点から我が国における公開の円滑化を図る必要性が高いと認められるもの等に関しては、強制執行ができないこととなった。同法においては、海外の美術品等に関する専門的知識を有する学芸員等の養成及びその資質の向上についても触れられている。

5. 博物館の倫理規程の制定

博物館の倫理規定を定めることは諸外国では当たり前だった。我が国では、平成24年7月1日に、日本博物館協会が「博物館の原則」「博物館関係者の行動規範」を制定した。国際博物館会議(ICOM)も、倫理規定を制定しており、この中で、資料や標本の不法輸出入、不法売買を支援することは極めて非倫理的であり、取得を検討する前に当該品の完全な履歴を懸命に検証すべきであると、詳細に記述している。関連して、我が国には、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」がある。

6. 東日本大震災を踏まえた対応

東日本大震災を踏まえ、被災した文化財等を緊急に保全し貴重な文化財の廃棄・散逸を防止するという目的のもと、文化財を救出、応急措置し、博物館等に一時保管する「文化財レスキュー事業」が行われている。ICOM倫理規程でも、災害から保護するための方針を立て、維持することについて触れられており、関連するハンドブックも出されている。国内の連携のみでなく、隣国で災害が起こった際の支援も含め、国際的な動きにも注目して検討する必要がある。1996年には、文化遺産保護に関係する4つの非政府組織(国際博物館会議(ICOM)、国際図書館連盟(IFLA)、国際文書館評議会(ICA)、記念物及び遺跡に関する国際会議(ICOMOS))からなる緊急調整・対応のための国際委員会として、ブルーシールド国際委員会(ICBS)が設立された。非常災害時に備えた常置の組織の必要性があり、ブルーシールド国内委員会の設置が検討されている。

7. 国際化への対応

日本では国際博物館会議の国際大会は開かれていない。2019年以降の招致を検討する委員会が設けられた。

質疑応答(抜粋)

質問1. 新しい「望ましい基準」においては、基本的運営方針が重要であると思うが、どのように作っていけばよいか。

応答1. 各館の設置の目的やあるべき姿を、再度考えるきっかけとしてほしい。何をコレクションにして、何を目指しているのかを、より明確にする必要があるだろう。現時点でどんなコレクションを持っていて、どんな可能性があるのかをきっかけにして、考えることができるだろう。また、例えば、過疎化で子供が少ない地域だとしたら、子ども向きではなくて高齢者向きで福祉と結び付いたことに力を入れるといった方向性もあるだろう。地域の実情もあわせて、自分の館の特色は何なのかを考えることが重要である。

(滋賀県立琵琶湖博物館 大久保)

第2回研修会

情報交換会

「美の滋賀」と県内の美術館・博物館について

A. 趣旨

滋賀県が本年度より取り組む事業として『美の滋賀』の発信があります。滋賀県の魅力を発信する長期的な取り組みで、「滋賀をみんなの美術館に」をキャッチコピーに、滋賀らしい美の発信のあり方を検討し、そのめざす姿を推進しようとするものです。大きな柱となる取り組みの一つとして、「県民や関係者とともに『美の滋賀』の土壌をつくり、活動を活性化させる」という項があり、その取組例として「県内の美術館や博物館、びわ湖ホールなどが連携し、それぞれが『美の滋賀』の方向に沿って事業展開を図っていく」という項目もあげられています。そこで本年度の研修の2回目として、この問題をテーマに取り上げ、県内の博物館・美術館として、『美の滋賀』についてどのような連携が可能かを検討する情報交換会の開催を企画しました。

B. 日時

平成24年12月20日(木)

13時30分～15時30分

C. 会場

滋賀県立琵琶湖博物館会議室

D. プログラム

1) 基調報告

「美の滋賀」について

小林啓志氏

(「美の滋賀」発信推進室 室長補佐)

2) 話題提供

○MIHO MUSEUM、滋賀県立近代美術館、大津市歴史博物館、三館連携特別展「神仏います近江」の取り組みから

片山寛明氏(MIHO MUSEUM 学芸部長)

○長浜城歴史博物館特別展「湖北の観音」の取り組みから

太田浩司氏(長浜城歴史博物館参事)

3) 討論

E. 参加者

12館21名

講演概要

1. 基調報告「美の滋賀」について

小林啓志氏(「美の滋賀」発信推進室 室長補佐)

滋賀の「美」の魅力を県内外に向けて発信することで滋賀の魅力をいっそう高めることを目指す「美の滋賀」の取り組みを推進するため、滋賀県では平成 23 年度に「美の滋賀」発信推進室を設置した。平成 23 年度の 1 年間をプランニングの年と位置付けて、「美の滋賀」発信懇話会からの提言～滋賀をみんなの美術館に～や、近代美術館、アール・ブリュット、仏教美術等に関わる 3 つの検討委員会の議論を踏まえ、関係部局・機関により横断的に検討を行った。

「美の滋賀」発信懇話会からの提言では、「神と仏の美」「近代・現代美術の名品」「アール・ブリュット」の 3 つをつなげ、交差させることで「美の滋賀」としての編みなおしを図っていくことを必要とし、具体的な取り組みとして、「美の滋賀」の土壌づくり、新生美術館の立ち上げ、県民自らが滋賀の「美」の魅力を伝える舞台づくりなどが掲げられており、平成 24 年度には、前年度のプランニングの結果を踏まえた『「美の滋賀」づくりの推進施策大系』に則って、具体的な取組にも着手している。アートマップの作成、アール・ブリュットの振興、静岡市美術館での「近江巡礼」展の開催などである。

「美の滋賀」の取り組みは端緒についたばかりであり、短期間での結果を求めるのではなく、10 年単位のスパンで環境・土壌の整備が必要となる。美術館・博物館との連携は不可欠であると考えており、滋賀県博物館協議会のテーマとして取り上げていただければありがたい。

2. 話題提供

○MIHO MUSEUM、滋賀県立近代美術館、大津市歴史博物館、三館連携特別展「神仏います近江」の取り組みから

片山寛明氏 (MIHO MUSEUM 学芸部長)

平成 23 年 9 月から 12 月にかけて開催された MIHO MUSEUM、滋賀県立近代美術館、大津市歴史博物館の三館連携特別展「神仏います近江」は、私立・県立・市立という母体の異なる 3 館が、巡回展ではなく会期を同じくして開催する連携特別展という試みであった。本展覧会の開催にあたっては、実行委員会を設置し、事業を行った。

結果的に 3 会場合わせて 81,907 名の入館者を得たが、最初から 1 つの展覧会として企画していたわけではなく、個別に企画されていた展覧会を 1 つの展覧会のように見せる工夫を行ったというのが実際である。3 館の共通の広報については、MIHO MUSEUM が県外からの集客に力点を置いているのに対して、滋賀県立近代美術館と大津市歴史博物館は近在からの集客に力点を置いているという違いがあった。MIHO MUSEUM では展覧会の半年前に広報を行っているが、そのペースに合わせるという点で、滋賀県立近代美術館と大津市



片山寛明 氏(MIHO MUSEUM 学芸部長)

歴史博物館の負担が大きいものになったように思う。本展覧会への集客効果という点では、東京でプレス発表を行ったほか、近在のホテルへの宣伝を行ったが、びわこビクターズビューローの協力を得られたことが大きかった。個別の展覧会ではなく、三館連携特別展というかたちをとったことで、観光業界の協力が得られたという感触を持っている。

○長浜城歴史博物館特別展「湖北の観音」の取り組みから

太田浩司氏 (長浜城歴史博物館参事)

長浜城歴史博物館と高月観音の里歴史民俗資料館では、平成 24 年 9 月から 10 月にかけて、特別展「湖北の観音」を開催した。平成の大合併を経て現在の市域となった長浜市では、北部地域の振興が課題の 1 つとなっており、本展覧会もその一環である「観音文化振興事業」として実施され、展覧会にかかる予算措置は企画調整課によって行われた。なお、高月観音の里歴史民俗資料館は、平成 22 年の旧伊香郡の長浜市への合併以後、長浜城歴史博物館の所管となっている。

高月観音の里歴史民俗資料館で 30 日、長浜城歴史博物館で 38 日の会期を設けたが、両館合計の入館者数は 24,748 人を数えた。ただし前年の同時期と比較した場合、高月観音の里歴史民俗資料館では前年比 452%の入館者を得たのに対し、長浜城歴史博物館では、平成 23 年度には NHK 大河ドラマ特別展「江・姫たちの戦国」を開催し多くの入館者を得ていたこともあって、前年比 71%の入館者数に止まっている。

長浜市を代表する観光資源として「戦国」と「観音」が挙げられると思うが、観音文化の発信の仕方にジレンマを感じている。来館者アンケートでは、「1 箇所でも多くの仏像を見られて良かった」という意見が多く寄せられたが、湖北の観音文化は生活の中に根付いた信仰文化であり、白洲正子のいう「隠れ里」で受け継がれてきたところが大きな魅力である。観光資源として啓発することで、本来の魅力を損なったり、盗難も含めた安全面の問題に繋がるのではないかという思いもある。

3. 討論

(中島氏)「くらしの美」や「生活文化の美」はまつりや年中行事を連想させるが、「美の滋賀」ではそういった美をどう扱うのか。民俗をPRしてはどうか。

(小林氏) 懇話会でもそういった意見が出ており、提言にも書かれている。現段階「美」の範囲を規定しているわけではなく、魅力あるものの発信を企図している。

(國賀氏)「(幅広いものを)対象とする。」というのなら、それを取り扱うための人員の配置も必要となる。

(和田氏) 新生美術館への押し付けではなく、県内各施設等のプロパーが集まれるネットワーク作りが必要なのではないか。

(小林氏) 新生美術館のみの完結できるとは思っていない。ネットワーク作りの拠点として活用できればと思う。

(和田氏) 拠点には一定のキャパシティや人員が必要となる。

(戸田氏)「自然や環境の美」について、琵琶湖博物館としては気にかかる。

(楠岡氏) 琵琶湖博物館としては、総合博物館であるが、自然系の博物館としてどう関わられるか、事務局としてはどう考えているのか。

(小林氏) 琵琶湖博物館から提言して欲しいというのが、事務局としての考え。

(太田氏)「美の滋賀」というと極めて幅広く、全てということになる。持続的な取り組みとして必要であり、根本には地域振興の観点、観光的な視点があるのではないか。地域振興と観光のジレンマがあり、焦点がぼやけているのではないか。

(小林氏) 実利を無視はできない。県民や経済にどう跳ね返るか。観光も目的外とは言いきれない。(A)「県民に気付き、触れてもらい、満足感につながる」ことと、(B)「経済、地域の活性化」があり、いきなり(B)を目指すのではなく、守り伝える中で発信していき、地域づくりに繋がっていく。

(太田氏) 文化にはお金がかかる。これは恥ずべきことではない。

(中島氏) 近代美術館の敷居を低くするということか。

(小林氏)「美」への入口をもう少し低くする。

(高木氏)「美」には、歴史系の博物館からは立ち入りにくいイメージがある。「美」を守ってきたのは地域の文化であり、「美」というシンボリックなものを示してはいるが、博物館としても関わっていくことは必要と考える。地域の底上げのために、博物館、申請美術館、懇話会が連携していくことが必要なのではないか。事務局としては、歴史系の博物館にどのようなお考えをお持ちなのか。

(小林氏) 歴史系の博物館からも提案をいただきたい。



太田浩司氏(長浜城歴史博物館参事)

(和田氏) 博物館や美術館の活動は、「美の滋賀」に入り込んだものだと考えている。

(小林氏) どんどん活動して欲しい。

(楠岡氏)「神仏います」展での東京での記者発表は、近代美術館や津市歴史博物館にどういうメリットがあったのか。

(和田氏) 県外からの来館者は増加した。ツアー客も呼び込めた。

(片山氏) ツアーは、びわこビジターズビューローが呼び込んでくれた。県が「美の滋賀」をやりたいのなら、博物館側が乗れば良い。おそらく、県には具体的なイメージはないと思う。MIHO MUSEUMの「土偶」展では、土偶を考古資料としてではなく、「美」の造形品として展示した。歴史的な説明もあった上で、造形的なことも見せている。「神仏います」展では、琵琶湖文化館は主催にはいなかった。県内での発信にあまり熱心ではなかったのだろうか。

(和田氏) 琵琶湖文化館の場合、韓国での展覧会が決まっていたという事情があった。

(片山氏) 県内での発信、県民が誇りを持てるような展示をすることが必要。普段のイベントを大きなイベントに見せるよう、県の広報力をはじめ、各館の協力体制をつくれれば。

(高木氏) 琵琶湖文化館の資料については、安土城考古博物館での陳列展を行っているが、文化館のスタンスなのか県の方針なのか、県内での公開にあまり積極的ではないのか？

(小林氏) 貴重な意見をいただいた。これから「美の滋賀」を推進していくうえで、滋賀県博物館協議会とも連携していきたい。

(和田氏)「美の滋賀」を前向きに発信していくという方向性は一致している。県の問題ではなく、各館、個々の問題として取り組んでいく必要がある。

(栗東歴史民俗博物館 中川)

第3回研修会

講演会

美術館・博物館が日本を支える～東京での「近江路の神と仏 名宝展」を開催して～

A. 趣旨

2012年秋、三井記念美術館で特別展「琵琶湖をめぐる 近江路の神と仏 名宝展」が開催されました。これは、近江の優れた仏教美術や神道美術等の数々を、はじめて東京で一堂に展覧されたもので、大きな反響を呼びました。本講演会では、この展覧会を指導された仏教美術の第一人者である清水館長から、この展覧会を計画された意味や、研究者の立場から見た滋賀の魅力について語っていただきました。また、清水館長は国立文化財機構の外部評価委員会委員長もされており、そのご経歴から、美術館・博物館（動物園・植物園・水族館も含めた）の今後のあり方についてもお話を頂戴しました。

この講演を通じて、滋賀の魅力を再発見し、美術館・博物館の未来を考える機会となることを目指しました。

B. 日時

平成25年3月10日（日） 13時30分～16時

C. 会場

滋賀県立琵琶湖博物館ホール

D. 講師

清水 眞澄（しみず・まづみ）氏
（三井記念美術館館長）

◆略歴◆

昭和14年（1939） 神奈川県横浜市生まれ
昭和37年（1962） 東北大学文学部史学科東洋芸術史科卒業
昭和42年（1967） 神奈川県立博物館（現：神奈川県立歴史博物館）学芸部研究員
昭和57年（1982） 成城短期大学助教授
平成 8年（1996） 文化庁文化財保護審議会専門委員。以後、神奈川県・静岡県などの文化財保護審議会委員を勤める
平成17年（2005） 三井記念美術館館長
平成19年（2007） 成城大学学長
平成20年（2008） 独立行政法人国立文化財機構外部評価委員会委員

◆著書◆

『鎌倉の仏教文化』（1985年、岩波書店）、『中世彫刻史の研究』（1989年、有隣堂）、『世界と日本の動物園から』（2000年、三修社。著者名 清水あずみ 絵・文）など多数

E. 対象者

滋賀県博物館協議会会員館の学芸員や職員、近隣府県の博物館・美術館など関係機関（施設）の学芸員や

職員のほか、博物館・美術館の取り組みや活動に関心を持つ一般の方など。

F. 参加者 63人（内、加盟館から18名）

講演概要

I. 三井記念美術館で

「近江路の神と仏 名宝展」を開催した意味

1. 三井記念美術館について

三井記念美術館は、美術館の前身である三井文庫別館（東京都中野区）が平成17年10月に日本橋へ移転し、開設されました。美術館の置かれる三井本館の建物は、国の重要文化財となっています。美術館では、円山応挙筆「雪松図屏風」（国宝）ほか、三井家が江戸時代初めから収集した東洋・日本の美術品約4,000点を収蔵しています。

2. 「近江路の神と仏 名宝展」の内容

本展覧会は、平成24年（2012年）9月8日から11月25日までの68日間開催しました（滋賀県・琵琶湖文化館、朝日新聞社と共催）。近江を知らなければ展覧会にはできない、ということで、作品は琵琶湖文化館からだけでなく、42の社寺から借用しました（彫刻34体、絵画39幅 2巻、工芸品10点1件、経巻10巻／国宝6点、重文56点、滋賀県指定品21点。総点数約100点）。

長期間にわたる会期のため、作品により展示期間に制限がありましたが、文化庁と交渉し展示期間の延長を行ったほか、延長できない作品については展示替えで対応しました。

展覧会開催に当たり、全ての社寺にご挨拶に行き、全ての作品の梱包・開梱・展示に立ち会いました。苦勞もしましたが、それによって多少とも近江を知ることができたかと思います。

また、三井本館1階アトリウムでは、写真パネル展「水と神と仏の近江」を開催しました（滋賀県・琵琶湖文化館共催、9月8日～23日）。このパネル展は好評で、かなり多くの方がいらっしゃいました。

3. 展覧会の反響と意義

本展覧会では、57,381人の来館がありました（1日平均852人。有料者39,078人、有料率68%、図録販売率8%、団体178人、大学生697人、身障者3,513人）。また、電通が窓口になり、新聞・雑誌等に多くの記事掲載がありました（新聞133回〈全国の地方紙が多い〉、雑誌64回、三井関係紙11回、NHK日曜美術館アートシーン、その他インターネット上多数）。これにより、来館者にとっては近江の文化財について知るきっかけになったと思います。また展覧会を見て近江へ行ってみようという気になった方もいらっしゃいました。今回の展示を通して、近江にすばらしい作品があることが多くの人々に認識されたことは意味があったと思います。

4. 近江の文化財について

展覧会では国宝・重文をたくさんお借りし、近江には指定品が多いと改めて痛感しました。また、そのことを来館された方に訴えることができたと思います。

II. 独法評価委員から見た、

日本の美術館・博物館のありかた

1. 独立行政法人へ移行した国立美術館・博物館の経緯

平成20年から、独立行政法人国立文化財機構（国立博物館4館・文化財研究所2館）の外部評価委員長を務めました。外部評価委員会が出た問題点は、①国から地方へ話が伝わる過程で内容が違ってきてしまう、②地方公立館への「評価システム」と「指定管理者制度」の導入、③目標値をどこに置くか、④余剰金を館が自由に使えるか、などがありました。

また、外部評価委員会では、定量評価（入館者数など）と定性評価（展示の質・研究レベルなど）のうち、定性評価を重視するよう主張してきました。

2. 入館者数という魔物

入館者数は多い方が良いのですが、一方で館の評価に使われ、一人歩きするものです。館の経営上、入館者数の持つ意味は、国公立館と私立館では全く事情が違うことを理解しなくてははいけません。また、入館者数と展覧会の質は別の問題で、展覧会の質を落としてはいけないと思います。

III. 美術館・博物館が日本を支える

現代日本の美術館・博物館が、本来の目的を見失っていく傾向にあることを危惧しています。すぐ目の前のことだけでなく、将来性のある地道な調査や研究を通して日本を支えるようにあるべきです。未来の日本にどのように貢献できるか、日本の文化と芸術の育成に寄与できるかが重要です。美術館・博物館は人類が英知によって創造した文字と造形の歴史を扱い、動物園・植物園などは、環境と生命を扱うところです。未来を見据えて活動することが重要です。博物館・美術館の職員は、誇りと気概を持って活動してもらいたいと思います。また滋賀県には多くの美術館・博物館があり、滋賀県だけでなく、日本・世界に向けて発信する基地を作ることが意味があると思っています。

質疑応答（抜粋）

質問1. 館の評価において、定性的な評価をどうアピールするべきか。

応答1. 数でカウントするのは一つの方法ですが、数の評価にはいつも質がともなっていなければなりません。一方で、評価項目のなかに、作品の貸出件数や、館への作品寄贈件数も入っていま



講演する清水眞澄氏（三井記念美術館 館長）

すが、それは努力によって変わるものではないので評価項目に入れるのはおかしいのではないかと、言っています。

質問2. 展覧会観覧者にとって、「滋賀県」・「近江」はなじみが薄いと思うが、展示を通して再認識した様子があったか。

応答2. 「近江」だけでは分かりづらいと思い、展示タイトルを近江「路」としました。歩いて来る方が多いイメージです。また、「琵琶湖をめぐる」という文字も入れました。近江を知らない人に対しては、「琵琶湖」という文字を入れることが大事だと思いました。一方で、一度は滋賀県に行ったことがある人は結構います。そのような人にもう一度滋賀県へ来てもらいたいと思います。

質問3. ①学芸員が一人前になるのに何年かかるのか。

②三井記念美術館では設備費・人件費の割合は？

応答3. ①学芸員の仕事は、展示・広報普及に加えて研究調査ができないといけません。また、ある種営業マン的な態度も求められ、古美術品の取り扱いに習熟するには10年はかかります。ある程度オールマイティに仕事ができ、バランスがとれていることが大事です。なかなかやりがいのある仕事だと思っています。

②人件費は3分の1くらいです。公立館の場合、人件費は除いて事業費とバランスをとれば良いのですが、私立館は、人件費に加えて、場所の賃借料なども入れてやっていかなければならないので大変です。

質問4. 定性評価はどのようにすれば客観的にできるのか。

応答4. 計れないものをむりやり計ろうとするとところがあります。論文の掲載誌での評価付けなどでやりたがります。しかしそれで計れないものもあります。良い展示・企画・図録などは数字に表れません。仕事をした本人が自信を持っていることが大事です。

（彦根城博物館 青木）

創立30周年記念事業

滋賀県博物館協議会創立30周年記念 「しが県博協まつり」

●淡海の博物館・美術館スタンプラリー

開催期間：平成24年(2012)10月1日～
平成25年(2013)2月28日

参加人数：244名。うち「淡海の博物館・美術館
マスター(全81館制覇)」5名、
地域博物館・美術館マスター
(各地域全館制覇)」6名

場所：県内の博物館・美術館82館

事業内容：

スタンプ帳はスタンプラリー参加館に設置。参加方法は、スタンプ5館分を集める方法と、各地域内全館もしくは県内全館分のスタンプを集める方法の2種類。各館のスタンプを5個集めて協議会事務局に送付すると、応募者の中から抽選でミュージアムグッズをプレゼント。また、参加賞として先着500名に「淡海の博物館・美術館ガイドマップ」を進呈。この他に、地域内全館あるいは県内全館のスタンプを集めた方には「地域博物館・美術館マスター認定証」、または「淡海博物館・美術館マスター認定証」を進呈。

●合同ワークショップ

開催日：平成25年(2013)1月14日(月・祝)

参加人数：350名

会場：滋賀県立琵琶湖博物館

事業内容：

加盟館が通常、自館で開催している体験イベントをもちよりワークショップを開催した。

- ダイニクアストロパーク天究館「天文工作、宇宙飛行士になろう」
- 彦根城博物館「井伊直弼ってどんなひと？直弼カルタで遊んで学ぼう」
- 栗東歴史民俗博物館「昔のくらし竿秤で重さをはかってみよう！！」
- 米原市伊吹山文化資料館「ハーブキャンドル作り」
- 観峰館「瓦当拓本体験」
- 野洲市歴史民俗博物館「まが玉づくり」
- MIHO MUSEUM「おゆまるでアクセサリ作り」
- 世界風博物館東近江大風会館「凧づくり教室」
- 滋賀県立近代美術館「名画で遊ぼう！楽しもう！」
- 草津市立草津宿街道交流館「浮世絵摺り体験」

●講演会

開催日：平成25年(2013)1月27日(日)、
2月24日(日)

参加人数：第1回(1月27日)33名、
第2回(2月24日)33名

会場：滋賀県立琵琶湖博物館 セミナー室

事業内容：加盟館による講演会を開催した

第1回 1月27日(日)

- ① ウィリアム・メレル・ヴォーリズの妻
一柳満喜子の生涯
近江八幡市立資料館 佐竹 章吾氏
- ② ゲンジボタルの基礎知識
守山市ほたるの森資料館 古川 道夫氏
- ③ 石部宿とまちなみ
湖南市東海道石部宿歴史民俗資料館
氏丸 隆弘氏

第2回 2月24日(日)

- ① 私たちを取りまく宇宙と地球という星
ダイニクアストロパーク天究館
高橋 進氏
- ② トチノキと地域の生活
滋賀県立朽木いきものふれあいの里
青木 繁氏
- ④ 甲賀の前挽鋸
甲賀市甲南ふれあいの館 松井 直氏

●巡回パネル展

開催日：平成24年(2012)11月1日(木)～
平成25年(2013)2月28日(日)

参加人数：2,300名

会場：びわ湖アートギャラリー、国指定重要文化財「大角家」住宅、佐川美術館、栗東歴史民俗博物館、滋賀県立琵琶湖博物館、長等創作展示館・三橋節子美術館、大津市歴史博物館、伊香立「香の里史料館」、甲賀市水口歴史民俗資料館、観峰館、かわらミュージアム、滋賀県立安土城考古博物館、東近江市能登川博物館、滋賀県平和祈念館、日登美美術館、滋賀県立朽木いきものふれあいの里、マキノ資料館、高島歴史民俗資料館、長浜鉄道スクエア、伊吹山文化資料館、米原市柏原宿歴史館、多賀町立博物館、愛荘町立愛知川びんてまりの館。計23館。

事業内容：地域毎(大津・湖南・甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西)の加盟館の位置と案内を示したパネルを作成し、7地域を大津+湖南地域、甲賀+東近江地域、湖東+湖北+湖西地域の3ブロックに分け、計23館で巡回展示を実施。1館毎の展示期間は約2週間。

(滋賀県立琵琶湖博物館 林)

新規加盟館紹介

おおつしかがくかん
大津市科学館



所在地	〒520-0814 滋賀県大津市本丸町 6-50 (生涯学習センター内)
電話番号	077-522-1907
E-mail	kagaku@otsu.ed.jp
ホームページ	http://www.otsu.ed.jp/kagaku/
休館日	月曜日(祝日の場合は営業、翌平日休館) 年末年始(12/29~1/3)
開館時間	午前9時~午後4時30分 (入館は午後4時15分まで)
プラネタリウム	1回の投影時間は45分 土曜・日曜・祝日 11:00~14:00~15:30~ 春・夏・冬の学校休業中の平日 11:00~14:00~15:30~ 通常平日は予約団体のみ 展示ホール
入館料	大人・子ども 100円、幼児 無料 ※団体利用の場合は1週間前までにご予約をお願いします。 プラネタリウム 大人 400円、小・中・高 200円 幼児 無料
交通案内	JR 琵琶湖線膳所駅 下車徒歩約20分 京阪電車石坂線膳所本町駅 下車徒歩約5分
駐車場	80台(無料)

館の概要

昭和45年(1970年)10月に「大津市立科学館」として開設、平成4年(1992年)4月に現在地(生涯学習センター内)に移転しました。さまざまな展示や体験・実験を通して、子どもから大人まで楽しみながら科学の基礎・しくみが学べ、科学と自然、人間のつ

ながりを学習できます。また、プラネタリウムや天体ドームでは星の世界をわかりやすく解説しています。平成25年3月に、最新の科学的体験の出来る展示物を多く設置した展示ホールがリニューアルされました。

平成24年度 永年勤続者等表彰

平成24年度の滋賀県博物館協議会表彰は、滋賀県立安土城考古博物館の森田正子さんと公益財団法人滋賀県陶芸の森の松波義実さんが永年勤続表彰を受賞されました。

森田さんは、平成13年8月から滋賀県立安土城考古博物館で勤務され、監視員としての業務にあたってこられました。途中、観光施設担当者接遇研修講習会等にも積極的に参加されてきました。同館の運営、業務活動に積極的に貢献されました。

松波さんは、平成13年4月から滋賀県陶芸の森で勤務され、創作研修室の指導員として業務にあたってこられました。陶芸の技術指導で年間30人前後を受け入れ、窯の焼成(しょうせい)を主に担っておられ、当館の事業の推進には欠くことの出来ない存在となっています。また、当財団の事業のひとつである、一般向けのやきもの講座について、大きな改革を行い、収益も上げ、内容もより充実したものに改革されました。

(滋賀県立琵琶湖博物館 榎永)

【編集後記】

県博協の広報活動が大きく変わり始めました。サンライズ出版(株)様のご協力により、季刊誌「デュエット」による県博協加盟各館の紹介ができる運びとなり、また、5月にはKBS京都様の企画・放映に協力するなど、広報媒体である民間企業と県博協加盟各館を結ぶ役割を担うことができました。

一方、この「しが県博協だより」は、内部広報誌としての役割が求められるのかと思います。掲載内容についてご意見などございましたら、ぜひ事務局までお寄せ下さい。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

(MIHO MUSEUM 桑原)

しが県博協だより 第25号

平成25年(2013年) 6月1日発行

編集・発行 滋賀県博物館協議会

〒525-0001草津市下物町1091

滋賀県立琵琶湖博物館内

TEL 077-568-4811

<http://www.lbm.go.jp/kenhaku/>

滋賀県博物館協議会 加盟館一覧

平成25年(2013年) 6月1日現在

名称	〒	所在地	TEL	FAX
近江神宮時計館宝物館	520-0015	大津市神宮町 1-1	077-522-3725	077-522-3860
大津市歴史博物館	520-0037	大津市御陵町 2-2	077-521-2100	077-521-2666
大津絵美術館	520-0036	大津市圓城寺町 33 番地 総本山円満院門跡	077-522-3690	077-522-3150
長等創作展示館・三橋節子美術館	520-0035	大津市小関町 1-1	077-523-5101	077-523-5101
大津奈良山展示館	520-0043	大津市中央 1-2-27	077-521-1013	077-521-1013
滋賀県立琵琶湖文化館	520-0806	大津市打出浜地先	077-522-8179	077-522-9634
渡来人歴史館	520-0051	大津市梅林 2-4-6	077-525-3030	077-525-3450
史跡 養仲寺	520-0802	大津市馬場 1-5-12	077-523-2811	077-523-2811
公益財団法人 膳所焼美術館	520-0837	大津市中庄 1-22-28	077-523-1118	077-523-1118
建部大社宝物殿	520-2132	大津市神領 1-16-1	077-545-0038	077-545-2438
滋賀県立近代美術館	520-2122	大津市瀬田南大萱町 1740-1	077-543-2111	077-543-4220
田上郷土史料館	520-2112	大津市牧 1-8-32	077-549-0369	077-549-0369
田上館物博物館	520-2275	大津市枝町 3-8-4	077-546-1921	077-546-1921
公益財団法人 木下美術館	520-0016	大津市比叡平 2-28-21	077-575-1148	077-575-1148
比叡山国宝殿	520-0116	大津市坂本町 4220	077-578-0001	077-578-0678
伊香立「香の里史料館」	520-0352	大津市伊香立下在地町 1223-1	077-598-2005	077-598-2005
大津市科学館	520-0814	滋賀県大津市本丸町 6-50 生涯学習センター内	077-522-1907	077-522-2297
しが県民芸術創造館	525-0059	草津市野路 6-15-11	077-564-5815	077-564-5851
草津市立草津宿街道交流館	525-0034	草津市津路 3-10-4	077-567-0030	077-567-0031
滋賀県立琵琶湖博物館	525-0001	草津市下物町 1091	077-568-4811	077-568-4850
守山市ほたるの森資料館	524-0051	守山市三宅町 10 市民運動公園内	077-583-9680	077-583-9680
守山市立埋蔵文化財センター	524-0212	守山市服部町 2250	077-585-4397	077-585-4397
公益財団法人 佐川美術館	524-0102	守山市水保町北川 2891-44	077-585-7800	077-585-7810
栗東歴史民俗博物館	520-3016	栗東市小野 223-8	077-554-2733	077-554-2755
国指定重要文化財「大角家」住宅 旧和中散本舗	520-3017	栗東市六地藏 402	077-552-0971	077-552-0971
野洲市歴史民俗博物館(銅鑄博物館)	520-2315	野洲市辻町 57-1	077-587-4410	077-587-4413
びわ湖アートギャラリー	524-0292	野洲市吉川 4187 鮎家の郷内	077-589-4883	077-589-4769
湖南市東海道石部宿歴史民俗資料館	520-3116	湖南市南山 2-1-1	0748-77-5400	0748-77-5401
甲賀市水口歴史民俗資料館	528-0005	甲賀市水口町水口 5638	0748-62-7141	0748-63-4737
みなち子どもの森自然館	528-0051	甲賀市水口町北内貫 10	0748-63-6712	0748-63-0466
甲賀市土山歴史民俗資料館	528-0211	甲賀市土山町北土山 2230	0748-66-1056	0748-66-1067
甲賀市甲賀歴史民俗資料館	520-3413	甲賀市甲賀町油日 1042	0748-88-2106	0748-88-2106
甲賀忍術博物館	520-3405	甲賀市甲賀町隠岐 394	0748-88-5528	0748-88-2108
甲賀流忍術歴史館	520-3311	甲賀市甲南町龍法師 2331	0748-86-2179	0748-86-7505
甲賀市甲南ふれあいの館	520-3321	甲賀市甲南町葛木 925	0748-86-7551	0748-86-7551
公益財団法人 滋賀県立陶芸の森 陶芸館	529-1804	甲賀市信楽町陶旨 2188-7	0748-83-0909	0748-83-1193
甲賀市信楽伝統産業会館	529-1851	甲賀市信楽町長野 1142	0748-82-2345	0748-82-2551
MIHO MUSEUM	529-1814	甲賀市信楽町田代桃谷 300	0748-82-3411	0748-82-3414
かわらミュージアム	523-0821	近江八幡市多賀町 738-2	0748-33-8567	0748-33-8722
ヨシ博物館	523-0805	近江八幡市円山町 188	0748-32-2177	0748-32-0570
滋賀県立安土城考古博物館	521-1311	近江八幡市安土町下豊浦 6678	0748-46-2424	0748-46-6140
近江日野商人館	529-1603	蒲生郡日野町大窪 1011	0748-52-0007	0748-52-0172
世界風博物館東近江大風会館	527-0025	東近江市八日市東本町 3-5	0748-23-0081	0748-23-1860
木地歴史民俗展示資料館	527-0201	東近江市蛭谷町 178	0748-29-0430	0748-29-0430
財団法人 日登美術館	527-0231	東近江市山上町 2068-2	0748-27-1707	0748-27-1950
東近江市近江商人博物館	529-1421	東近江市五個荘竜田町 583	0748-48-7101	0748-48-7147
観峰館	529-1421	東近江市五個荘竜田町 136	0748-48-4141	0748-48-5475
滋賀県平和祈念館	527-0157	東近江市下中野町 431	0749-46-0300	0749-46-0350
手おりの里、金剛苑	529-1204	愛知郡愛荘町蚊野外 514	0749-37-4131	0749-37-4131
愛荘町立歴史文化博物館	529-1202	愛知郡愛荘町松尾寺 878	0749-37-4500	0749-37-4520
愛荘町立愛知川びんてまりの館	529-1313	愛知郡愛荘町市 1673	0749-42-4114	0749-42-8484
財団法人 豊会館	529-1174	犬上郡豊郷町下枝 56	0749-35-2356	-
多賀町立博物館	522-0314	犬上郡多賀町四手 976-2	0749-48-2077	0749-48-8055
ダイニクアストロパーク天究館	522-0341	犬上郡多賀町多賀 283-1	0749-48-1820	0749-48-1961
彦根城博物館	522-0061	彦根市金亀町 1-1	0749-22-6100	0749-22-6520
米原市近江はこわ館	521-0072	米原市顔戸 281-1	0749-52-5246	0749-52-8177
米原市醒井宿資料館	521-0035	米原市醒井 592	0749-54-2163	-
醒井木彫美術館	521-0035	米原市醒井 95	0749-54-0842	0749-54-0842
米原市柏原宿歴史館	521-0202	米原市柏原 2101	0749-57-8020	0749-57-8020
伊吹山文化資料館	521-0314	米原市春照 77	0749-58-0252	0749-58-0252
長浜市長浜城歴史博物館	526-0065	長浜市公園町 10-10	0749-63-4611	0749-63-4613
長浜鉄道スクエア	526-0057	長浜市北船町 1-41	0749-63-4091	0749-63-4011
成田美術館	526-0056	長浜市朝日町 34-24	0749-65-0234	0749-65-0234
黒壁美術館	526-0059	長浜市元浜町 11-23	0749-62-6364	0749-62-6365
長浜市曳山博物館	526-0059	長浜市元浜町 14-8	0749-65-3300	0749-65-3440
国友鉄砲の里資料館	526-0001	長浜市国友町 534	0749-62-1250	0749-62-1250
竹生島宝蔵寺宝物殿	526-0124	長浜市早崎町竹生島 1664-1	0749-63-4410	-
湖北野鳥センター	529-0365	長浜市湖北町今西	0749-79-1289	0749-79-8022
冷水寺胎内仏資料館	529-0251	長浜市高月町宇根 308-1	0749-85-3209	0749-85-3209
北近江温泉 エジプト館	529-0205	長浜市高月町唐川 89	0749-85-8888	0749-85-6333
財団法人 布施美術館	529-0205	長浜市高月町唐川 339	0749-85-2363	0749-85-2363
ヤンマーミュージアム	526-0055	長浜市三和町 6-50	0749-62-8887	0749-62-8780
白谷荘民俗資料館	520-1837	高島市マキノ町白谷 343	0740-27-0164	0740-27-1000
滋賀県立朽木いきものふれあいの里	520-1415	高島市朽木柏 341-3	0740-38-3110	0740-38-3212
五次藤木彫館	520-1422	高島市朽木古川 141-3	0740-38-3123	0740-38-3123
高島歴史民俗資料館	520-1111	高島市鴨 2239	0740-36-1553	0740-36-1554
比良美術館	520-1142	高島市鹿ヶ瀬岩倉 75-1	0740-37-0777	0740-37-0778